

西新井保育園

しおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 つぼみ会

概要

【名称】 西新井保育園

【運営】 社会福祉法人つぼみ会

【所在地】 〒123-0841
東京都足立区西新井2-21-2

【電話】 03(3898)4291

【開設】 平成29年4月1日

【園長】 江口 翔馬



【園児定数】 129名

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定数	6名	24名	24名	25名	25名	25名

※幼児クラスは3、4、5歳児の異年齢保育を行っています。

【職員構成】 35名

園長	主任	保育士	保育 補助員	栄養士	調理 補助員	看護師	事務員
1名	1名	20名	4名	3名	3名	1名	1名

【嘱託医】 伊興医院(医師 山田 冬樹)

住所: 東京都足立区伊興 3-6-22

電話: 03-3899-6011

※嘱託医による健康診断を年3回(春・プール前・秋)実施します。



【開所時間】 7:30~18:30

【保育時間】 保育時間は、勤務証明書をもとに保護者の保育できない状況(勤務時間等)に応じて決めます。

※土曜保育を利用する際は、事前に勤務証明書の提出が必要となります。

【特別保育事業】 延長保育 7:00~7:30(30分)

18:30~20:30(2時間)

年末保育 12月29日、30日(日曜は除く)

【休園日】 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)

【保育料】 保育料は原則として毎月口座振替となっております。(足立区へ納付)

保育料が未払いの場合、滞納処分(給与等の差し押さえ)を受けることがあります。必ず納期限内に納めてください。

1 ※手続き、納付等は足立区役所とのやり取りとなります。

園の保育理念

一人一人の子どもを大切にする保育

自分の目で見て、
自分の足で確かめ、
自分の頭で考え、
自分の言葉で責任を持って意志を伝えられる、
せかいのどこにいても豊かに生きることができる人を育てる

園の保育目標

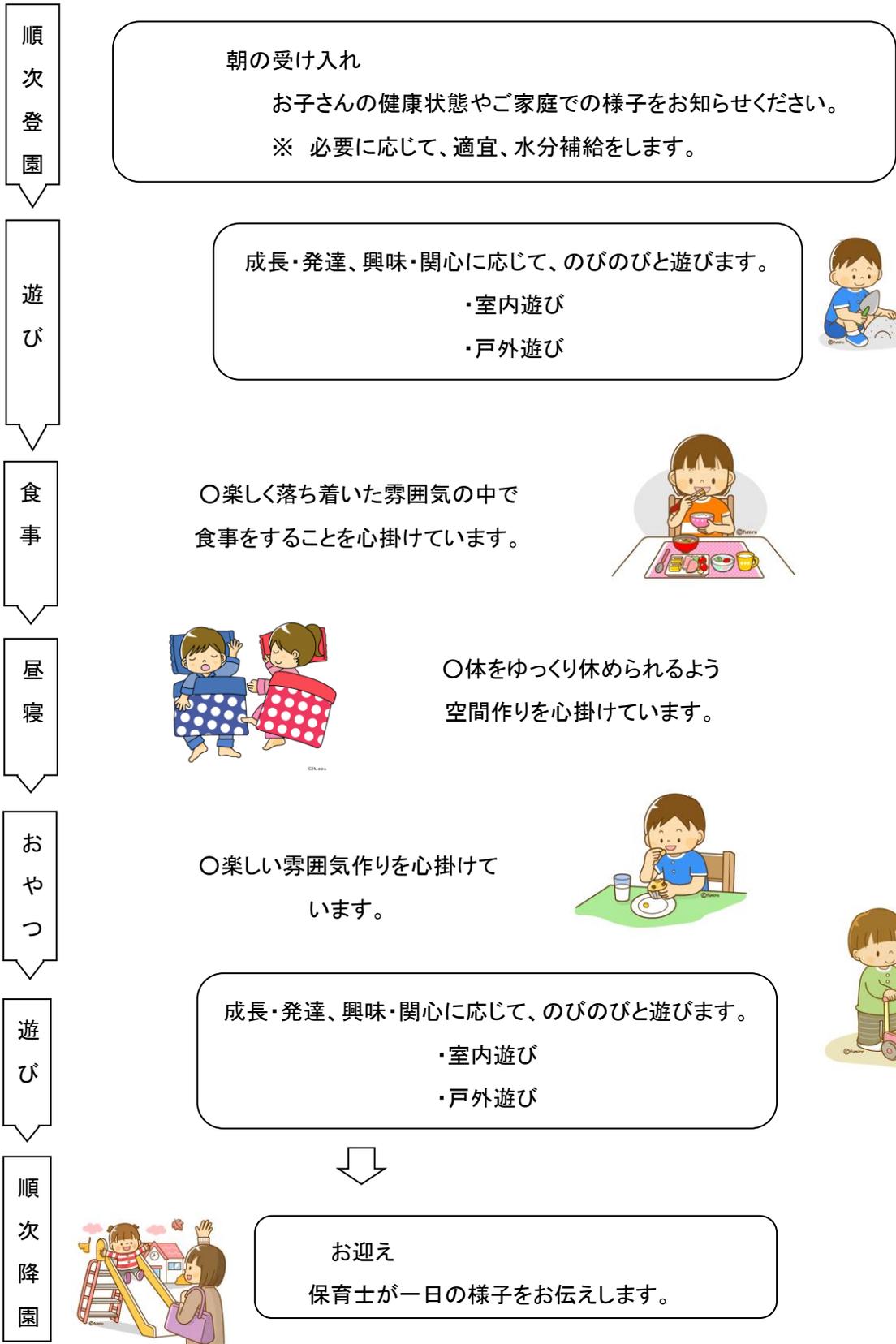
- ・ 自ら課題を見つけ活動に取り組む
- ・ 自分で考え、判断し、行動できる
- ・ 自分が好きで自分を信じていることができる
- ・ 子ども同士の関わりの中で思いや考えを伝え合い、相手を大切にできる



保育方針

- 健康な身体
 - 基本的な生活習慣
 - 主体性
 - 人と関わる力
- ①一人ひとりがいつも安心して生活ができる保育
 - ②一人ひとりの特性に応じ、発達過程、子どもの生活時間の流れに即した保育
 - ③子どもの力を信じて「自分でできた！」と思える子どもの力を引き出す保育
 - ④子どもの自発的な活動を演出・保障する保育
 - ⑤子ども同士の関わりを大切にして、小さな挫折を乗り越え、社会性の発達を促す保育
 - ⑥食べること(食事の時間)が好きになる保育

保育園の一日の生活



おむつについて

当法人では、ご希望により Baby job 株式会社「手ぶら登園」サービス、おむつとおしり拭きのサブスクをご利用いただくことができます。



- おむつの処理は園で行います。
- Baby job 株式会社「手ぶら登園」との直接契約となります。
詳細につきましては、別紙ご案内をご確認ください。

行事

当法人では、子どもたちの普段の生活、遊びや現在の感染症対策も考えた上で、全体での集会は少なくなっております。季節の行事はクラス担任が各クラスで行事に関する話をし、子どもたちと自由に制作などをして楽しみます。

主要の行事(運動会・お楽しみ会など)では別会場や園内の保育室を一部開放し、開催する予定です。

昨年度実績

- 7 月 夏祭り
- 8 月 にじますのつかみ取り
- 10月 運動会(西新井第2小学校体育館)・バス遠足(4・5歳)
- 12月 ふゆのうたげ
- 1 月 新年こども会(正月の遊びをクラス毎に紹介し楽しむ)
- 2 月 節分(鬼がクラスをまわって子どもが新聞紙の豆をまく)
- 3 月 就学祝い式(5歳)・お別れ遠足(5歳)



☆毎月の行事☆

- * COE(幼児対象) * ハッピータイム(幼児対象)
- * わらべうた(全園児対象) * 造形(幼児対象)

※行事に関しましては変更する場合があります。ご了承ください。

※健康診断等、保健に関する日程は決まり次第随時お知らせします。

給食

- ・ 離乳食、昼食、おやつ、軽食と園で提供する食事は毎日手作りしています。
- ・ 栄養バランスはもちろん、子どもたちの嗜好や食べやすさ、彩り、季節感や安全性も考慮し、献立を作成しています。
- ・ 様々な行事食をはじめ、日本の郷土料理や世界の料理も取り入れ、子どもの食経験を増やしていくと共に、食に興味を持ってもらえるよう努めています。

○当園では、0・1歳児対象に食材調査表を実施しています。園で提供される食材の中で、アレルギーの原因となりうるものや、ご家庭で未摂取の食材は、園で初めて口にすることがないように予めお試し頂きたいと思えます。

○離乳食は子どもひとりひとりの発達(舌・あご・身体など)や食べ具合に合わせて家庭と連絡を密に取りながら対応します。

○食物アレルギーのある場合は、医師の指示書を基にした除去食・代替食を提供します。アレルギー対応食についての確認は、毎月アレルギーチェック表を使用して行います。

※除去食対応が複数いる場合、調理の安全性を確保するために、複数のアレルゲンを除去した献立で提供する場合があります。アレルギーに心配のある方はご相談ください。

<乳幼児食>

	乳 児 (1, 2歳児)	幼 児 (3, 4, 5歳児)
昼 食	主食+主菜+副菜+汁物+果物 の組み合わせが基本。 (ごはん:3, 4回程度/週、麺:1回程度/週)	
おやつ	牛乳+手作りおやつ、パン、果物など	

健康な保育園生活を送るために

【家庭での健康管理について】

1. 登園前に必ず検温をしましょう。
2. 毎朝、お子さんの身体の調子をみましょう。
3. 爪は短く切りましょう。・・・自分やお友達を傷つけたりします。また不衛生になりやすいです。
4. 髪は清潔にしましょう。・・・前髪は目にかからないようにしましょう。安全のためピンやプラスチック製の髪飾りは避けましょう。
5. 薄着を心がけ、衣類や靴は身体に合った物を着せましょう。

○健康状態がいつもと違うときや薬を服用している場合は、登園時にお知らせください。

解熱剤を飲んでの登園はできません。

- 発疹が出たとき、嘔吐や下痢をしているとき、目やにが出ているときなど、感染症が疑われる場合は、病院の受診をお願いします。
- お家の人と離れて、慣れない場所で過ごすことだけでも、子どもにとっては大変です。最初のうちには、熱を出すことも多くあると思います。そんな時に、早めにお家でゆっくりやすむことで、こじらせないですむように思います。病後は、早く寝かせるように心がけましょう。

【予防接種について】

保育園は集団生活の場なので感染症が流行することがあります。お子さんと周りの人の身を守るため体調がよいときに計画的に予防接種を受けることをおすすめします。接種を受けた後は、お子さんの体調の変化に注意しながら、お家でお子さんと一緒にお家で過ごしてあげてください。また、接種を受けた際には、お知らせいただくとともに、健康カードにもご記入ください。

【感染症について】

人から人へうつる感染症は、保育園において集団感染しやすく、注意が必要です。感染症は、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に種類やその出席停止期間が定められています。感染症にかかった場合は、医師の診断を受け、登園許可を得てから登園してください。

＜医師が記入した登園許可証が必要な感染症＞

病名	潜伏期間	主な症状	登園停止期間	予防接種
麻疹 (はしか)	8～12日	発熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、一旦解熱後、再発熱とともに発疹	解熱後、3日を経過するまで	定期接種 (麻疹風疹混合)
風疹 (三日はしか)	16～18日	発熱と同時に発疹 耳の後ろのリンパ腺の腫れ	発疹が消失するまで	定期接種 (麻疹風疹混合)
水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹(*①)	14～16日	発疹は紅斑→水疱→かさぶたへ変化、かゆみ、発熱	すべての発疹がかさぶたになるまで	定期接種 (水痘)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～24日	両側または片方の耳下腺の腫れ、痛み、発熱	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	任意接種
インフルエンザ	1～4日	突然の高熱、全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛、のどの痛み、鼻汁、咳	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳児から幼児については3日*②)を経過するまで	任意接種
新型コロナウイルス	1～5日	発熱、のどの痛み、咳、倦怠感、鼻水、嘔吐、下痢	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体再準備を0日として、5日を経過すること	任意接種
百日咳	6～15日	軽度の咳→激しい連続性の発作性の咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	定期接種 (四種混合)
結核		無症状→長引く微熱、咳	感染の恐れがなくなるまで	定期接種 (BCG)
アデノウイルス	3～7日	発熱、嘔吐、下痢	主症状が消失した後2日を経過するまで	なし
咽頭結膜熱 (プール熱)	5～7日	発熱、のどの痛み、結膜炎	主症状が消失した後2日を経過するまで	なし
流行性角結膜炎 (はやり目)	7日以上	なみだ目、結膜充血、目やに、耳前リンパ節腫れ	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで	なし
急性出血性結膜炎	1～3日	結膜出血、結膜充血、まぶたの腫れ、異物感、目やに	医師の判断がでるまで	なし
腸管出血性大腸菌感染症(O157など)	3～8日	腹痛、水様の下痢、血便、嘔吐、発熱、脱水症	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで	なし
髄膜炎 細菌性 髄膜炎	3～4日 (2～10日)	頭痛、発熱、嘔吐、首を動かすに くい、不活発、けいれん	感染の恐れがなくなるまで	定期接種 (ヒブ・小児用肺炎球菌)

*①第2種伝染病の対象ではありません。

*②乳児から幼児についてはウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱をした後3日」とします。

<医師の判断を受けた上で保護者が記入した登園届が必要な感染症>

病名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす	予防接種
手足口病	2～7日	水疱性の発しん(手のひら、足裏、足背、口腔内)、口内炎	症状が改善し全身状態が良好	なし
溶連菌感染症	2～4日	発熱、のどの痛み、嘔吐、いちご舌、発しん、	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好	なし
伝染性紅斑(りんご病)	4～14日	両ほほに蝶々型の紅斑、四肢に網目状の紅斑	全身状態が良好	なし
感染性胃腸炎	1～3日	嘔吐、下痢(白色調であることが多い)、発熱	医師の診断ができるまで	任意接種(ロタウイルス)
ヘルパンギーナ(夏風邪)	2～7日	発熱、のどの痛み、のどの奥に水疱や潰瘍	全身状態が良好	なし
マイコプラズマ肺炎	14～21日	咳(徐々に激しくなる)、発熱、頭痛	症状が改善し全身状態が良好	なし
RSウイルス感染症	4～6日	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難、乳児は重篤化しやすい	症状が改善し全身状態が良好	なし

<登園許可証が必要のない感染症(ただし医師の診断を受けてから登園してください)>

病名	潜伏期間	主な症状	注意事項	予防接種
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	湿疹等を掻きむしって細菌感染を起こし、びらん・水疱病変を形成、急速に拡大、強いかゆみ	ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい	なし
伝染性軟属腫(水いぼ)	2～7週	主に体幹や四肢にできる、半球状に隆起し、光沢を帯び、中心にくぼみをもつ米粒大のいぼ 接触、掻き壊し等で増加する	医師の診断を受ける	なし
頭じらみ		頭部のかゆみ、毛髪に付着した卵(容易にとれない)	医師の診断を受ける スキグシ、シラミ駆除医薬品にて駆除する	なし

○突発性発しん・不明発しん症・川崎病・伝染性軟属腫(水いぼ)については全身状態が良好であれば登園は可能ですが、医師の診断を受けてから登園してください。

【薬について】

基本的に薬はお預かりしていません。持病があるなど、特別な事情のある場合にはご相談下さい。また、保育園は健康なお子様がお越し場所です。病気の際はおうちで療養するようにお願いします。

【園で具合が悪くなったときは】

○保育中に具合が悪くなった時はご連絡しますので、お迎えをお願いします。

- ・発熱(基本的には38度でお迎えをお願いします。熱が無くても、元気がなかったり顔色が悪かったり、体調不良が疑われるときもご連絡します。)
- ・感染症の疑いがあるとき(目やにがでる、湿疹がでるなど)
- ・嘔吐したとき、下痢を2回以上したとき
- ・歯痛、耳が痛い、蕁麻疹がでるなど
- ・痙攣が続くときや、アレルギーによるアナフィラキシーが疑われる場合



など、緊急で病院受診が必要と思われるときは、救急車を要請します。同時に保護者にもご連絡します。

便や嘔吐物で汚れた衣類や寝具について

集団保育をしている保育室内において、便や嘔吐物で汚れた衣類や寝具を洗濯すると、感染性のものであった場合に、感染の拡大の原因になります。集団感染防止のために、洗濯しないでお返しします。汚れた衣類を持ち帰るのは気持ちよいものではありませんが、お互いにつしあわない為に必要であることをご理解ください。保育園では、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」をもとに感染症対策を実施しています。

【集団生活で起こりうるケガについて】

保育園は、集団生活の中で子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々な事を試し、興味を示し、育っていく場所です。そのような環境の中で生活をしていく以上、すべてのケガ(顔や歯、目、骨折等も含む)は起こりうるということをご理解ください。

また、乳児期には「ひっかき」や「かみつき」という行為が見られることがあります。まだ言語でのコミュニケーションが難しい乳児期の子は、相手に興味を持ったり何かを伝えたいという気持ちを抱いたりした時に、このような行為を取ることがあります。

ケガをさせないことを意識しすぎるがあまり子どもの活動に制限を加えてしまつては、子どもの主体性を守ることができないと園は考えています。子どもの主体性を重視した保育の中でケガを最小限に抑える努力はいたしますが、防ぐことができないケガもあるという事をご了承ください。

【怪我をした時は】

軽い擦り傷や打撲などは、洗う・冷やす・ワセリンを塗る・バンドエイドを貼るなどの応急処置をし、経過を見ていきます。医療機関にかかる場合は、保護者の方に連絡をしてから受診するようにします。保護者の方は連絡先を明確にしておいて下さい。

保育園で病院への受診が必要なケガが起こってしまった場合、基本的には園の職員または看護師が受診に付き添いますが、場合によっては病院から保護者の同伴を求められることがあります。その際は、申し訳ございませんが保護者の方もお子さまが受診された病院へ向かっていただきますようお願いいたします。保護者の方は、事前にご提出いただいている「家庭状況表」の「緊急連絡先」の欄に、緊急時に繋がる連絡先を必ず記載してください。

また、その後の通院につきましても、病院で行われるケガの処置に対して保護者の方の判断や同意などが必要な場合がございますので、その際は病院へお子様をお連れ頂く等のご対応をお願いいたします。ご理解ご協力の程、よろしくようお願いいたします。

※園児は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。給付の対象になる場合は、お声かけします。

【保育園で行う処置について】

- ・爪が割れたときは、飛び出ているところを切ったり、バンドエイドを貼ったりします。
- ・乾燥肌等がかゆみがある場合は、ワセリンを塗布します。
- ・あかぎれ、唇の乾燥などで痛みがあるときは、ワセリンを塗布します。
- ・虫に刺されたときは、かゆみ止めの薬を塗ります。

【食物アレルギーについて】

- ・食物アレルギーのあるお子さんは医師の指示書のもと、代替食・除去食を提供します。

賠償責任保険の加入

【保険】

○ほいくのほけん

- ・施設、施設業務 1事故 1億円 1名につき1億円
- ・生産物(給食) 1事故 1億円 1名につき1億円

○日本スポーツ振興センター

センターが行う医療費給付は、医療保険各法(健康保険、国民健康保険)に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点(5,000円)以上のものについて医療費を支給しています。保険外診療(差額ベッド代等)・交通費等は給付の対象となりません。

医療費の給付金額は、健康診療の医療費総額の3割の額(療養に要する費用の算定額)に、保険診療の医療費総額の1割(療養に伴って要する費用)を加算した額となります。

(例) 保険診療の医療費総額が1,000点(10,000円)の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

$$1,000点(10,000円) \times 2 / 10 = 2,000円$$

(窓口での支払い額、自己負担分)

(B) 療育に伴って要する費用

$$1,000点(10,000円) \times 2 / 10 = 2,000円$$

(2割相当額、センター付加支給分)

$$(A) + (B) = 4,000円(センターからの給付額)$$

療病に係る初診から治癒までの間の医療費総額が500点(5,000円)に満たない場合は給付対象となりません。500点(5,000円)には、「入院に係る食事療養標準負担額」や「保険外併用療養費」は含みません。また、「入院に係る食事療養標準負担額」がある場合には、その額を加算して支給します。

災害や不審者への備え

災害や事故の発生に備え設備を整えるとともに、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。

緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。また、日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。

○「保育施設園メール配信システム(キッズリー)」・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。

※保育施設園メール配信システム(キッズリー)の登録は各自でお願いしています。

○随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。

○不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練(地震、火災)、不審者対応訓練などを行っています。

○非常持ち出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。

地震にそなえて

東京を襲う地震として、相模湾及び房総沖を震源とする関東地震、首都圏直下を震源とする首都直下地震、及び駿河湾を震源とする東海地震が考えられます。

保育園では地震時の防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、ご協力をお願いします。

○保育園で行う避難訓練に積極的に参加する。

○保育園の定めた防災計画(避難経路、避難場所)をよく覚えておく。

○緊急時の連絡先を園に届けておく。

○緊急時のお迎え者を決めておく。

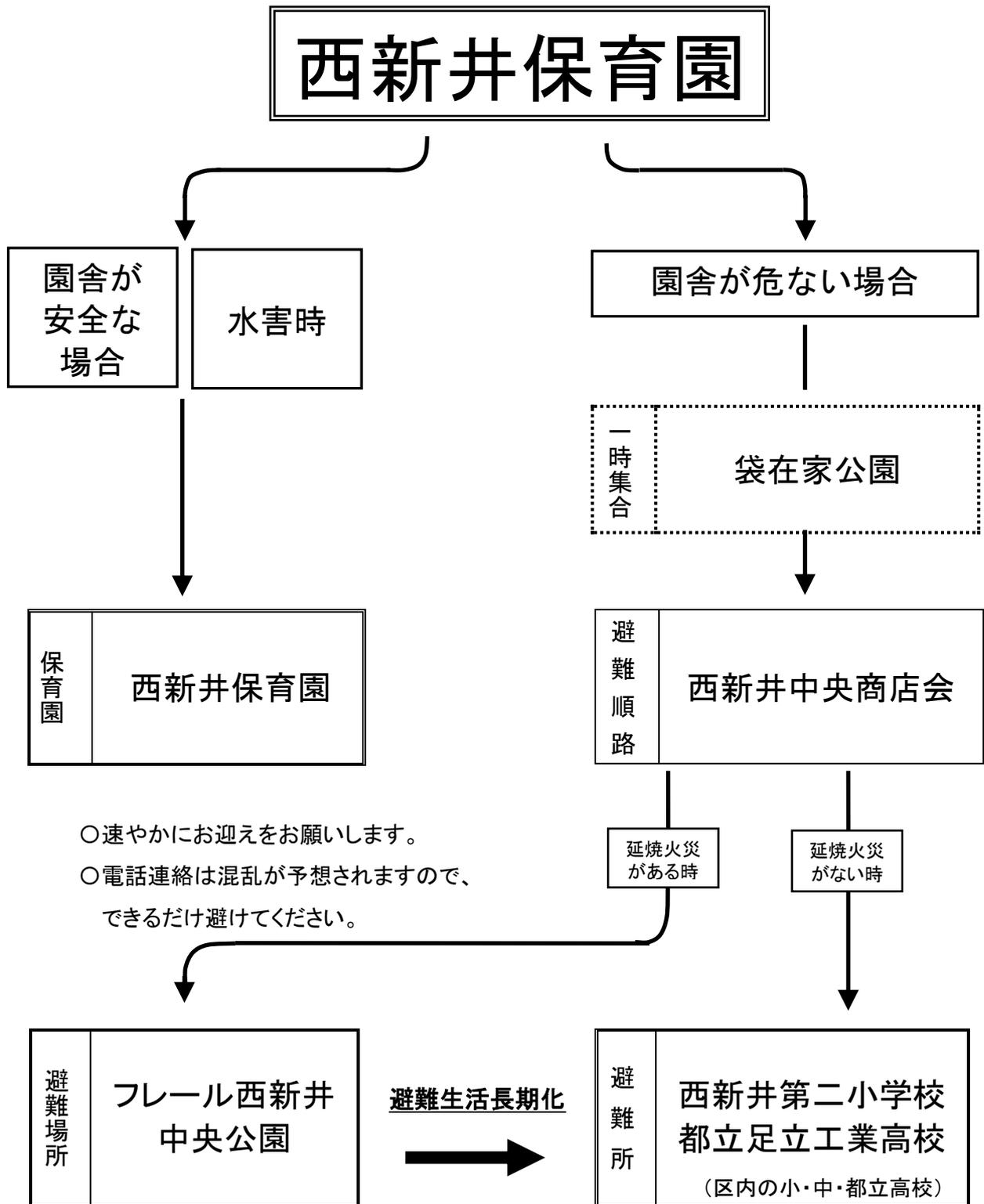


【地震の時の対応】

震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none">○保育園への速やかなお迎えをお願いします。○建物の破損等、避難勧告または指示がない限り、お迎えまで保育園で保護します。○お子さんを引き取る時は、保育者に申し出てください。
震度4以下	<ul style="list-style-type: none">○平常どおり保育を行います。

※震度5弱以上の場合配信メールをお送りします。ご確認ください。

西新井保育園が避難をするとき



- ※保育園の掲示板で避難先等を確認してから行動しましょう。
- ※避難順路を追って子どもの引き取りに向ってください。
- ※夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
- ※延焼のない方向へ避難するので、この避難経路をとらない場合もあります。
- ※近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合があります。

個人情報の保護について

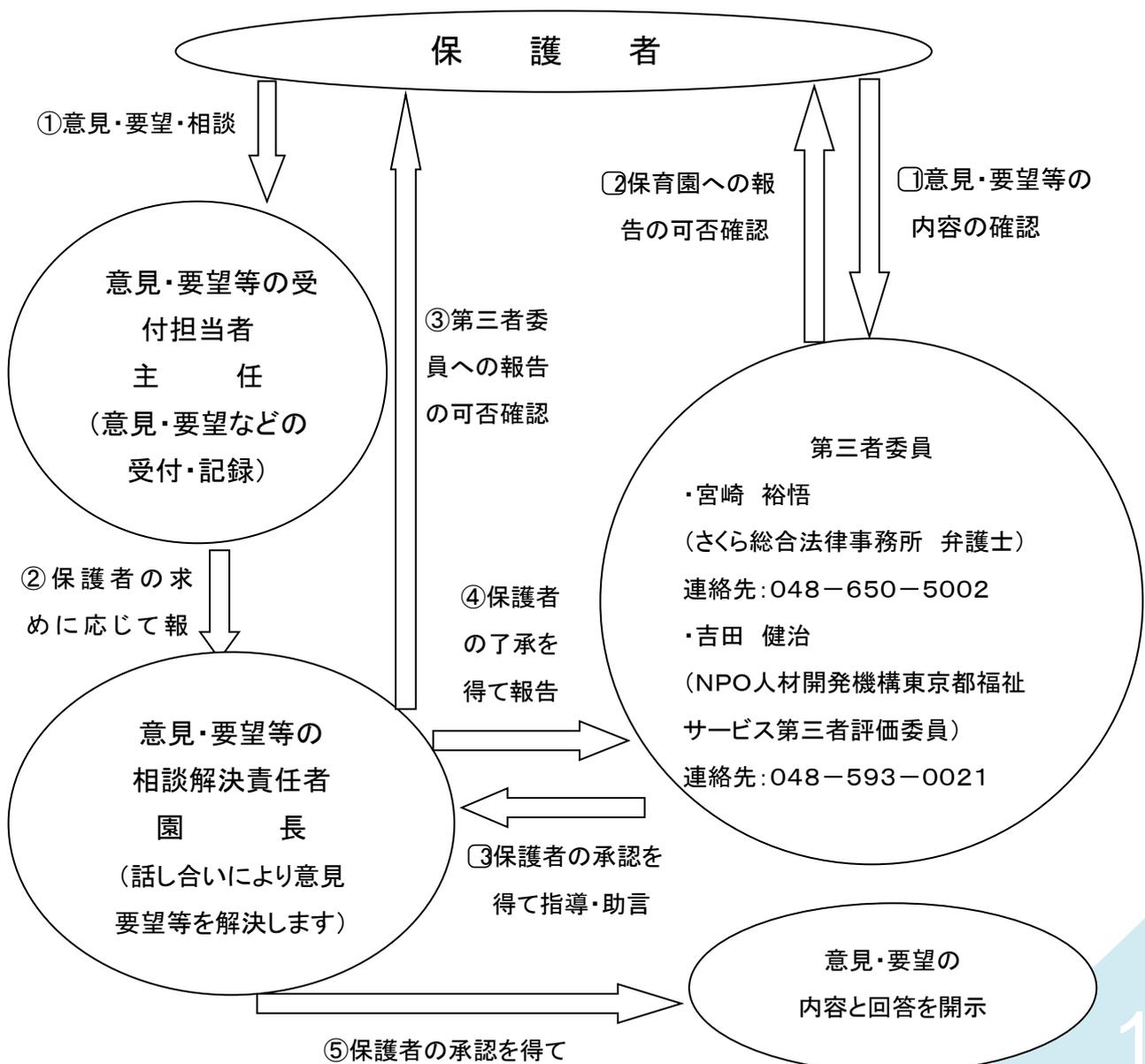
保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報を、保育園運営の円滑な実施のため適切に利用させていただきます。また、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

虐待対応

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに努めています。

意見・要望解決のための仕組み

子育ての悩みや保育園に対するご意見・要望は気軽に保育園にお伝えください。送迎の時に保育士にお話をされても結構ですが、内容によっては担当者と責任者を設けお伺いたします。



保育園の利用開始または終了に関する留意事項

- 西新井保育園は、東京都足立区が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときに、これに応じます。
- 西新井保育園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該入所児童の支給認定保護者とその内容を確認します。
- 保育園の入所児童が下記かに該当するときは、保育の提供を終了することがあります。
 - (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、東京都足立区が利用を取り消したとき。
 - (2)支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
 - (3)東京都足立区が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

家庭へのお願い

【登・降園】

- 送迎は**事前に送迎者申請に記載されている保護者等が行い、保護者以外の申請者または未申請(代理の方)がお迎えに来るときは必ず連絡をしてください。連絡がない場合お子様を引き渡すことができません。連絡がなく送迎者が変更となっている場合、確認のために連絡をさせていただきます。**
- お迎え時間には間に合うようにしてください。
- お子様から目を離さぬようお願いいたします。

【健康】

- お子さんの様子がいつもと違うときは、必ずお知らせください。
なお、保育中に発熱したり、体調が悪くなったりしたときはすぐご連絡します。
- 具合の悪いときは無理をなさらぬようお願いいたします。
- 早寝、早起き、朝ごはんの習慣をつけるようお願いいたします。
- 排便の習慣が付くように、できるだけ朝トイレに座るようにしてください。
- 疾病の集団発生を未然に防ぐため、予防接種のご協力をお願いいたします。
- 原則として、薬はお預かりしません。



【服装】

- 動きやすく、脱ぎ着しやすい洋服のご用意をお願いいたします。
- 靴は足に合った、歩きやすい靴のご用意をお願いいたします。

【その他】

- 持ち物には、すべて記名をお願いいたします。
- 欠席するときは必ず連絡をお願いいたします。
- 住所・勤務先・勤務時間・電話などが変更になったときは、お知らせください。
- 保育園からの配布物は必ず目を通すようお願いいたします。

○保育園の行事にはできる限り出席するようご協力お願いします。

○保育時間中の電話による担任保育士の呼び出しは可能な限りご遠慮ください。

延長保育について

<月極利用料>

特別保育区分	世帯区分	料金	
7:00~7:30	A階層及びB階層	月額	600円
	C階層及びD階層	月額	2,500円
18:30~19:00	A階層及びB階層	月額	600円
	C階層及びD階層	月額	2,500円
18:30~19:30	A階層及びB階層	月額	1,000円
	C階層及びD階層	月額	4,000円
18:30~20:00	A階層及びB階層	月額	1,800円
	C階層及びD階層	月額	7,000円
18:30~20:30	A階層及びB階層	月額	2,600円
	C階層及びD階層	月額	10,000円

<延長保育スポット利用料金>

特別保育区分	世帯区分	料金	
7:00~7:30	全ての階層	1回	400円
18:30~19:00		1回	400円
18:30~19:30		1回	800円
18:30~20:00		1回	1,400円
18:30~20:30		1回	2,000円

【申し込みおよび利用方法】

○月極利用の場合

利用を開始する月の前月15日までに、「延長保育申込書」「勤務証明書(延長保育用)」のご提出をお願いします。園長の承認後、実施となります。

一度お申し込みいただいた内容は当該年度の3月末まで有効です。また、利用時間帯等の変更・解除の場合も、同申込書にてお申し込みいただきます。

○スポット利用の場合

事前の申請は必要ありません。利用したい日にちと時間を担任までお伝えください。朝延長(7:00~7:30)は前日の17時まで、夕延長(18:30以降)は当日の15時までにお申し込みください。上記の時間を過ぎる場合は必ず電話連絡をお願いします。

※補食については、食材の関係で他のお子さんと同じ献立では提供できないこともございますので、ご了承ください。

【時間の管理方法】

- 登降園の記録をタッチパネルで管理いたします(パネルの時刻が基準となります)。
- 登降園時間が朝は7時29分59秒以前の場合、夜は18時31分0秒以降の場合、料金が発生します。
- 登園時はお子様を預けた後に、降園時はお子様を引き取る前に打刻をお願いします。(7時29分59秒より前にお子さまを預けた場合は延長保育料がかかります)。
- カードを忘れてしまった時や二度打刻をしてしまった場合は職員までお声かけください。

<延長保育の補食について>

	補食
対象	18:30以降の延長保育を利用する園児
費用	延長保育料に含む
提供時間	18:30頃
メニュー(例)	・主食 汁物

【延長保育利用の注意点】

- 実績の延長利用時間はデータにて管理しております。利用時間を確認したい場合は事務室の職員までお声かけください。
- 土曜日の延長保育は、月極契約されている方みの利用となります。スポット保育は行っておりませんので、ご了承ください。
- 0歳児クラスは満1歳になるまで延長保育の利用はできません。また、延長保育での離乳食提供はございません。

短時間保育認定児童の保育時間外の料金について

短時間保育認定児童の保育時間：8:30～16:30

短時間保育認定の方が標準時間を利用された場合	世帯区分	1歳児以上
7:30～8:30	全ての階層	1日 500円
16:30～18:30		

年末保育料について

日程	時間	料金
12月29日、30日(日曜は除く)	7:30～18:30	一日 2,500円

【副食費の取り扱いについて】

○足立区に住民登録のある児童(足立区民児童)

幼児クラス(3～5歳児クラス)の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いにつきまして、2020年度より足立区に住所があるご家庭におかれましては、足立区が負担致します。つきましては保育園による実費徴収を行いませんのでよろしくお願い致します。

※ 東京都、足立区の情勢によっては実費徴収が再開する場合があります。

※ 足立区に住民登録のない児童につきまして、住民登録のある自治体によって実費徴収が必要となる場合がありますのでご了承下さい。

【集金方法】

延長料金、その他料金の徴収は、月末締め、翌月以降にクレジット決済(チャイルドケアウェブ)を使用しての支払いとなります。

※ 基本的に現金での保護者と保育園のやりとりは行いません。

※ 詳細は別途添付させていただきます。